

創業間もない方の販路拡大を支援します！

(令和6年度 四日市市特定創業者販路拡大事業費補助金のご案内)

四日市市創業支援等事業計画に基づく支援を受けた、市内の創業間もない方が認知度の向上や販路拡大のために実施する、販路拡大に必要な経費の一部を補助します！

(※創業後3年経つまでは複数回申請可能です)

1. 補助対象者

主な要件は下記のとおりです。

- ・本市内に本店登記を置く法人又は本市内に主たる事業所がある法人及び個人
- ・申請時に創業後3年を経過していない者
- ・下記のいずれかに該当する方
 - ① 創業塾または創業カフェを受講した方 (※特定創業支援事業の該当者)
 - ② 女性起業家育成支援事業を受講した方 (同上)
 - ③ ビズスクエアよっかいちの入居者 (同上)
 - ④ 三重県内のビジネスプランコンテスト受賞者
- ・市税を滞納していない者
- ・風営法第2条に定める事業を営んでいない者 など

※特定創業支援事業…継続的な支援により経営、財務、人材育成、販路拡大の知識が身につく事業

2. 補助内容

①補助対象事業：販売促進事業

(例) 販促用チラシの作成・送付・ポスティング、HP作成、ウェブ広告
ネット販売システムの構築 など

②補助対象経費：広告宣伝費、委託費、事務費その他市長の認める経費

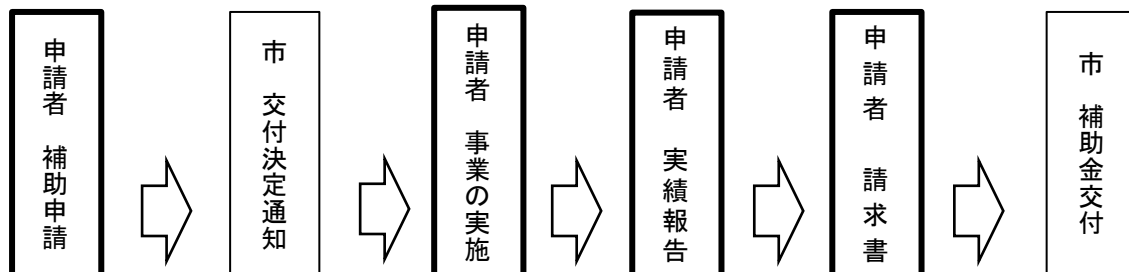
③補助額：補助対象経費の2分の1以内(限度額150千円)

3. 申請手続

①事業開始前に補助申請をする(※各年度1回限り)

②事業実施後、実績報告をする。

③請求書を提出し、補助金の交付を受ける。



※補助事業の計画変更がある場合、実績報告書提出前に計画変更申請が必要。

お問い合わせ

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所7階

商業労政課 商業・サービス産業振興係

TEL: 059-354-8175 FAX: 059-354-8307

Email: syougyourousei@city.yokkaichi.mie.jp

HPはこちら

